

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年2月13日

【四半期会計期間】 第93期第3四半期  
(自平成24年10月1日至平成24年12月31日)

【会社名】 アキレス株式会社

【英訳名】 Achilles Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 伊藤 守

【本店の所在の場所】 東京都新宿区大京町22番地の5

【電話番号】 03(3341)5111

【事務連絡者氏名】 取締役経理本部長兼経営企画本部長 藤澤 稔

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区新富一丁目12番10号

【電話番号】 03(5540)9852

【事務連絡者氏名】 経理部長 早川 研二

【縦覧に供する場所】 アキレス株式会社関西支社  
(大阪市西区西本町一丁目14番15号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第92期 第3四半期 連結累計期間	第93期 第3四半期 連結累計期間	第92期
会計期間		自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日	自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日	自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日
売上高	(百万円)	60,488	60,171	81,301
経常利益	(百万円)	1,369	2,130	1,777
四半期純利益 又は当期純損失( )	(百万円)	267	929	356
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	43	1,170	93
純資産額	(百万円)	39,190	39,402	39,053
総資産額	(百万円)	71,845	70,091	70,579
1株当たり四半期純利益金額 又は当期純損失金額( )	(円)	1.42	4.93	1.89
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)			
自己資本比率	(%)	54.5	56.2	55.3

回次		第92期 第3四半期 連結会計期間	第93期 第3四半期 連結会計期間
会計期間		自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日	自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日
1株当たり四半期純利益金額 又は四半期純損失金額( )	(円)	1.37	3.47

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していない。

2. 売上高には、消費税等は含まれていない。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については潜在株式が存在しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり潜在株式が存在しないため記載していない。

#### 2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はない。

また、主要な関係会社に異動はない。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、財政状態、経営成績の異常な変動又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はない。

### 2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、締結した経営上の重要な契約は以下のとおりである。

契約会社名	相手方の名称	国名	契約品目	契約内容	契約期間
アキレス株式会社(当社)	スポルディングジャパン㈱	日本国	シューズ	商標スポルディングの履物への使用	平成25年1月1日より平成27年12月31日まで

(注) 上記の契約においては、ロイヤリティとして売上高の一定率を支払っている。

### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当第3四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものである。

#### (1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間における事業環境は、国内経済は震災の復興需要にともなう緩やかな持ち直しの動きがあったが、世界経済は長期化する欧州の金融不安、中国をはじめとする新興国の経済成長の減速など厳しい情勢で推移した。一方、世界経済に影響のある各国が新たな指導体制に移行し、また、我が国でも政権交代が行われ、株価や為替相場への影響が出始めた。

このような事業環境の下、当社グループは企業価値の向上をめざして、事業体質の強化を図るべく積極的なグローバル展開の推進、ブランド製品の育成と拡販、独自技術を活かした新製品開発、そして徹底した業務の効率化に取り組んだ。

その結果、当第3四半期連結累計期間の業績は、売上高60,171万円(前年同四半期比0.5%減)、営業利益1,675百万円(前年同四半期比46.3%増)、経常利益2,130百万円(前年同四半期比55.6%増)、四半期純利益929百万円(前年同四半期比246.9%増)となった。

セグメントの業績は、次のとおりである。

#### シューズ事業

ジュニアスポーツシューズのトップブランド「瞬足」は、好評を得ている女兒向け「瞬足ダンス」に加え、新たに男児向けカテゴリーとして、アクションスポーツに対応する「瞬足エクストリーマーズ」を投入、また、高機能スーパークッション「ソルボ」の搭載により高い評価を得ている「アキレス・ソルボ」は、婦人向けが堅調に推移したことに加え、紳士向けのラインナップを一新し、百貨店を中心に支持を得て、それぞれ前年売上を上回った。しかし、シューズ事業全体では「スケッチャーズ」の契約終了もあり、前年売上を下回った。

シューズ事業の当第3四半期連結累計期間の業績は売上高13,509百万円(前年同四半期比9.6%減)、セグメント利益(営業利益)は1,003百万円(前年同四半期比4.7%増)となった。

## プラスチック事業

車輻内装用資材は、中国での車輻減産の影響はあったが、欧米メーカー向けの受注回復およびラミネート分野での新規受注により前年売上を上回った。

フィルムは、北米事業が文具用や医療関連で堅調に推移し、また、農業資材分野は前半の風害対応により、前年売上を上回った。

建装資材は、後半の市場回復に伴い、ほぼ前年並みの売上となった。

引布製品は、東日本大震災の影響により、官公庁向け防災対策品であるエアータントおよびポートが好調で前年売上を大きく上回った。

プラスチック事業の当第3四半期連結累計期間の業績は売上高26,785百万円(前年同四半期比6.1%増)、セグメント利益(営業利益)は946百万円(前年同四半期比45.7%増)となった。

## 産業資材事業

ウレタンは、インテリア製品の「エアロンムマック」拡販等により前年売上を上回った。

断熱資材のボード製品は屋上分野向けを中心に拡販が図れ、パネル製品も仮設ハウス向けが好調に推移したが、システム製品の戸建分野でのエコポイント特需の反動があり前年売上を下回った。

静電気対策品は、電子部品業界の再編と国際競争拡大が急速に進む中、国内ユーザー向けの苦戦により、前年売上を下回った。なお、海外事業も低迷し、中国子会社の固定資産について減損損失を計上した。

産業資材事業の当第3四半期連結累計期間の業績は売上高19,876百万円(前年同四半期比2.1%減)、セグメント利益(営業利益)は1,464百万円(前年同四半期比4.4%増)となった。

## (2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末の財政状態は、総資産は70,091百万円で前連結会計年度末に比較して488百万円減少した。

資産の部では、流動資産は44,450百万円となり前連結会計年度末に比較して45百万円減少した。これは主に、たな卸資産が859百万円、現金及び預金が656百万円それぞれ増加したが、受取手形及び売掛金が1,204百万円、繰延税金資産が399百万円減少したことによる。固定資産は25,640百万円となり前連結会計年度末に比較して442百万円減少した。これは主に、投資その他の資産が300百万円増加したが、有形固定資産が720百万円減少したことによる。

負債の部では、流動負債は21,710百万円となり前連結会計年度末に比較して512百万円減少した。これは主に、その他流動負債が522百万円減少したことによる。固定負債は8,978百万円となり前連結会計年度末に比較して324百万円減少した。これは主に、退職給付引当金が294百万円減少したことによる。

純資産の部は39,402百万円となり、前連結会計年度末に比較して349百万円増加した。これは主に、自己株式が254百万円増加したが、利益剰余金が362百万円、その他有価証券評価差額金が161百万円それぞれ増加したことによる。以上の結果、自己資本比率は56.2%となり前連結会計年度末に比べ0.9%好転した。

### (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はない。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(以下、「会社の支配に関する基本方針」という。)、及び当社株式の大規模買付行為に関する対応策(以下、「本プラン」という。)を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりである。

#### 会社の支配に関する基本方針

当社は、経営の効率性や収益性を高める観点から、専門性の高い業務知識や営業ノウハウを備えた者が取締役役に就任して、法令および定款の定めを遵守しつつ当社の財務および事業の方針の決定につき重要な職務を担当することが、会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものと考えている。また、当社は株式の大量取得を目的とする買付が行われる場合において、それに応じるか否かは、最終的には株主の判断に委ねられるべきものと考えており、経営支配権の移動を通じた企業活動の活性化の意義や効果についても、何らこれを否定するものではない。

しかしながら資本市場では、対象となる企業の経営陣との十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、一方的に大規模な買付提案またはこれに類似する行為を強行するという動きがある。これら大規模買付や買付提案の中には、株主に株式の売却を事実上強要し株主に不利益を与える恐れのあるもの、買収の提案理由が不明確なもの、対象会社の取締役会や株主が大規模買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、明らかに濫用目的であるもの等々、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのあるものも少なくない。

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのある大規模な買付行為や買付提案を行う者は不適切であり、このような者に対しては必要かつ相当な対抗措置をとることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えている。

#### 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社グループは、多数の投資家に中・長期的に当社に投資を継続してもらうために、当社の企業価値ひいては株主の共同の利益を確保、向上させるための取組みとして以下のような施策を実施している。

当社グループは、「お客様の真の満足と感動をいただける価値(製品、サービス、情報)の提供を通して豊かな社会の実現に貢献する」という企業理念の下、多角的に事業展開を図り、各事業がその強みを発揮することで「企業価値の増大」を図り、全てのステークホルダーの期待と信頼に応えていく会社になることを目指し、以下の重要課題に取り組んでいる。

#### イ．事業体質の強化

- 1) 独自技術を活かした高付加価値商品の開発
- 2) 生産技術力の強化による原価低減と品質向上
- 3) 市場ニーズに対応した組織体制の見直し
- 4) 品質保証システムの改革

#### ロ．研究開発力の強化と成果の事業化スピードアップ

#### ハ．グローバル展開の加速

#### ニ．人材開発の継続とグローバル人材の育成

#### ホ．CSR(企業の社会的責任)に基づく企業経営の推進

当社は創業以来、プラスチック加工技術力を継続して高め、配合技術・成膜技術・発泡技術・断熱技術・導電化技術など特徴ある技術を開発し、これらを融合・複合化させ新たな商品を提供してきた。消費財としてのシューズ分野への積極的展開、また特に省資源や省エネルギーなど地球環境に配慮した製品を住宅資材(建材用断熱材)、電子材料(太陽電池関連フィルム等)への製品化に展開している。また、防災テント、救命用ボートなど災害や新型インフルエンザなどの疫病に備えるための製品やサービスも提供しており、安心できる社会作りに貢献している。

当社グループは、企業理念として「社会との共生」＝「顧客起点」を基本に企業行動憲章、行動規範を制定し、コーポレートガバナンス(企業統治)の充実に努めている。

また、会社法に定める内部統制構築に関する基本方針により企業統治に関する組織、規定を充実させ企業の透明性・効率性・健全性をより高めるとともに、取締役、監査役の役割の明確化に努め「経営の効率化」、「経営意思決定の迅速化」に注力している。

本プランの内容(会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取組み)

#### イ．本プランの目的

本プランは、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みである。

当社取締役会は、当社株式に対して大規模な買付行為等が行われた場合に、株主が適切な判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考えている。

このため、以下の内容の大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール(以下「大規模買付ルール」という。)を設定し、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付行為がなされた場合の対抗措置を含めた買収防衛策として、旧プランを一部改定の上、本プランとして更新した。

#### ロ．本プランのスキームの概要

本プランのスキームの概要は以下のとおりである。

- (a) 本プランは特定株主グループの議決権割合が20%以上となる買付行為を対象とする。
- (b) 本プランを適正に運用するため、当社の業務執行から独立している社外監査役および社外有識者から選任された3名の委員で構成された独立委員会を設置する。当社取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重する。
- (c) 当社取締役会は、大規模買付者に意向表明書、必要情報の提出を求める。
- (d) 当社取締役会は、必要情報の提供を受けた後、対価を現金のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合は最長60日間、その他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための評価期間として設定する。
- (e) 当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で対抗措置発動または不発動の決議をする。独立委員会が対抗措置の発動について勧告を行い発動の決議について株主総会の開催を要請する場合、または、独立委員会から対抗措置発動の勧告を受けた上で、当社取締役会が株主の意見を反映すべきと判断した場合には、当社取締役会は株主検討期間として最長60日間の期間を設定し、当該株主検討期間中に株主総会を開催する。
- (f) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置により大規模買付行為に対抗する場合がある。当社取締役会がとる具体的対抗措置の一つとして、対抗措置としての効果を勘案した条件を付して新株予約権の無償割当てを行う場合がある。

- (g) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見の表明や、代替案の提示により株主を説得するに留め、原則として対抗措置はとらない。但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、例外的に当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、また、必要に応じて株主総会の承認を得た上で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、買収防衛を行うために必要かつ相当な範囲で、前記(f)の対抗措置の発動を決定することができるものとした。
- (h) 本プランは、平成23年6月29日開催の当社定時株主総会において議案として審議可決され、同日より効力を発生し、その有効期限は平成26年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時までとなっている。

本プランの合理性について(本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて)

当社では、本プランの設計に際して、以下の諸点を考慮することにより、本プランが前記の会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものとはならないと考えている。

イ．買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を充足している。また、本プランは、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえた内容となっている。

ロ．株主共同の利益を損なうものではないこと

本プランは、前記イ、「本プランの目的」に記載のとおり、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付に応じるべきか否かを株主が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、または株主のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されたものである。

本プランの更新は、株主の承認を条件としており、株主の意思によっては本プランの廃止も可能であることから、本プランが株主共同の利益を損なわないことを担保していると考えられる。

ハ．株主意思を反映するものであること

本プランは、平成23年6月29日開催の当社定時株主総会において、その更新について株主の意思を確認するため、議案として上程し審議可決された。

また、更新後は本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の意向が反映される。

ニ．取締役会の恣意的判断の排除

本プランにおける対抗措置の発動は、当社の業務執行から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運用を担保するための手続きも確保されている。

ホ．デッドハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能である。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではない。なお、当社では取締役解任決議要件についても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしていない。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間の研究開発費の総額は1,074百万円である。

(5) 主要な設備

当第3四半期連結累計期間において著しい変動があった設備は次のとおりである。

新設

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	投資額 (百万円)	完成年月	完成後の 増加能力
提出 会社	足利第二工場 (栃木県足利市)	全社共通	太陽光発電設備	98	平成24年11月	
	滋賀第二工場 (滋賀県犬上郡豊郷町)	全社共通	太陽光発電設備	131	平成24年11月	

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれていない。



### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	700,000,000
計	700,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成24年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成25年2月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	195,627,147	195,627,147	東京証券取引所 市 場第一部	単元株式数 1,000株
計	195,627,147	195,627,147		

##### (2) 【新株予約権等の状況】

該当事項なし。

##### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし。

##### (4) 【ライツプランの内容】

該当事項なし。

##### (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成24年12月31日		195,627		14,640		3,660

##### (6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はない。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができないので、直前の基準日である平成24年9月30日の株主名簿により記載している。

【発行済株式】

平成24年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 6,691,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 187,491,000	187,491	
単元未満株式	普通株式 1,445,147		
発行済株式総数	195,627,147		
総株主の議決権		187,491	

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式798株が含まれている。

【自己株式等】

平成24年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) ア キレス株式会社	東京都新宿区大京町22-5	6,691,000		6,691,000	3.42
計		6,691,000		6,691,000	3.42

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりである。

役職の異動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
取締役	研究開発本部長 兼デザインセンター担当 兼知的財産部長	取締役	研究開発本部長 兼デザインセンター担当	池田 威治	平成24年12月26日

## 第4 【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成している。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成24年10月1日から平成24年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成24年4月1日から平成24年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けている。

1【四半期連結財務諸表】  
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	5,990	6,646
受取手形及び売掛金	25,965	24,761
商品及び製品	7,421	7,797
仕掛品	1,242	1,344
原材料及び貯蔵品	1,704	2,084
繰延税金資産	891	491
その他	1,461	1,395
貸倒引当金	179	70
流動資産合計	44,496	44,450
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	7,689	7,367
機械装置及び運搬具（純額）	4,993	4,653
土地	5,278	5,278
建設仮勘定	105	57
その他（純額）	404	393
有形固定資産合計	18,471	17,750
無形固定資産	539	517
投資その他の資産		
投資有価証券	2,829	3,302
繰延税金資産	3,160	2,858
その他	1,167	1,297
貸倒引当金	86	85
投資その他の資産合計	7,071	7,372
固定資産合計	26,082	25,640
資産合計	70,579	70,091

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	13,314	13,348
短期借入金	2,249	2,230
未払金	2,898	3,061
未払法人税等	336	174
資産除去債務	4	-
その他	3,418	2,895
流動負債合計	22,222	21,710
固定負債		
長期借入金	3,000	3,000
長期未払金	112	23
繰延税金負債	342	400
退職給付引当金	5,634	5,340
資産除去債務	196	196
P C B 廃棄物処理引当金	17	17
固定負債合計	9,303	8,978
負債合計	31,525	30,688
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	14,640	14,640
資本剰余金	11,373	11,373
利益剰余金	14,686	15,048
自己株式	942	1,197
株主資本合計	39,758	39,866
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	656	817
繰延ヘッジ損益	102	172
為替換算調整勘定	1,463	1,454
その他の包括利益累計額合計	704	463
純資産合計	39,053	39,402
負債純資産合計	70,579	70,091

## (2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)
売上高	60,488	60,171
売上原価	47,848	47,581
売上総利益	12,639	12,589
販売費及び一般管理費		
運送費及び保管費	3,328	3,283
広告宣伝費及び販売促進費	955	988
貸倒引当金繰入額	17	105
給料手当及び福利費	4,499	4,399
退職給付費用	408	311
旅費交通費及び通信費	503	452
減価償却費	147	121
その他	1,633	1,462
販売費及び一般管理費合計	11,493	10,914
営業利益	1,145	1,675
営業外収益		
受取利息	25	7
受取配当金	72	65
不動産賃貸料	40	39
持分法による投資利益	47	302
その他	171	158
営業外収益合計	356	574
営業外費用		
支払利息	43	46
為替差損	72	0
その他	16	72
営業外費用合計	131	119
経常利益	1,369	2,130
特別利益		
固定資産売却益	2	2
国庫補助金	5	3
保険差益	23	40
投資有価証券売却益	0	-
特別利益合計	32	47
特別損失		
減損損失	-	201
固定資産除却損	84	61
投資有価証券評価損	233	11
特別損失合計	317	275
税金等調整前四半期純利益	1,083	1,902
法人税、住民税及び事業税	313	291
法人税等調整額	502	681
法人税等合計	815	973
少数株主損益調整前四半期純利益	267	929
四半期純利益	267	929

【四半期連結包括利益計算書】  
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	267	929
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	72	161
繰延ヘッジ損益	84	69
為替換算調整勘定	204	8
持分法適用会社に対する持分相当額	9	0
その他の包括利益合計	224	240
四半期包括利益	43	1,170
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	43	1,170
少数株主に係る四半期包括利益	-	-

【会計方針の変更等】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)
(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更) 当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、第1四半期連結会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更している。 これによる当第3四半期連結累計期間の損益への影響は軽微である。

【注記事項】

(四半期連結損益計算書関係)

減損損失

前第3四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)

該当事項なし

当第3四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上している。

用途	種類	場所
工業資材製造設備	機械装置及び運搬具等	中国広東省

当社グループは、管理会計上の事業区分をもとに資産のグルーピングをしている。

上記製造設備については、市場環境の著しい悪化により受注が減少し早期の回復が見込まれないため、減損損失(201百万円)を特別損失に計上している。その内訳は、機械装置及び運搬具189百万円、建物及び構築物4百万円、その他7百万円である。

なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、割引率の記載を省略している。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していない。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりである。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)
減価償却費	2,210百万円	1,934百万円
のれんの償却額	25百万円	25百万円



(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	566百万円	3円	平成23年3月31日	平成23年6月30日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項なし。

当第3四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月28日 定時株主総会	普通株式	566百万円	3円	平成24年3月31日	平成24年6月29日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項なし。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	シューズ 事業	プラスチック 事業	産業資材 事業	計	調整額 (注1)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注2)
売上高						
外部顧客への売上高	14,949	25,235	20,302	60,488		60,488
セグメント間の内部 売上高又は振替高		147	372	519	519	
計	14,949	25,383	20,674	61,007	519	60,488
セグメント利益	958	649	1,402	3,010	1,865	1,145

(注) 1. セグメント利益の調整額 1,865百万円は、各報告セグメントに配分していない全社費用(一般管理費)である。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項なし。

当第3四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	シューズ 事業	プラスチック 事業	産業資材 事業	計	調整額 (注1)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注2)
売上高						
外部顧客への売上高	13,509	26,785	19,876	60,171		60,171
セグメント間の内部 売上高又は振替高		134	402	536	536	
計	13,509	26,919	20,278	60,707	536	60,171
セグメント利益	1,003	946	1,464	3,414	1,739	1,675

(注) 1. セグメント利益の調整額 1,739百万円は、各報告セグメントに配分していない全社費用(一般管理費)である。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

「産業資材事業」セグメントにおいて、中国子会社の固定資産について、市場環境の著しい悪化により受注が減少し早期の回復が見込まれないため、減損損失を計上している。なお、当該減損損失の計上額は、当第3四半期連結累計期間においては201百万円である。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりである。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	1円42銭	4円93銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益(百万円)	267	929
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	267	929
普通株式の期中平均株式数(千株)	188,952	188,713

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していない。

(重要な後発事象)

該当事項なし。

2 【その他】

第93期(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)中間配当については、平成24年11月9日開催の臨時取締役会において、これを行わない旨を決議した。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年2月4日

アキレス株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 杉 本 茂 次 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中 原 健 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアキレス株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成24年10月1日から平成24年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成24年4月1日から平成24年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、アキレス株式会社及び連結子会社の平成24年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以 上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管している。  
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。